

○総務省令第十三号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、経済センサス基礎調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月二日

総務大臣 原口 一博

経済センサス基礎調査規則の一部を改正する省令

経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「、第十三条第三項及び第十七条第三項」を「及び第十三条第三項」に改める。

第十七条第三項中「及び第八条第二項の規定により調査員が作成した調査区内事業所名簿を修正し、都道府県知事に対し速やかに提出しなければならない」を「を修正しなければならない」に改め、同条第四項中「前項」を「総務大臣に対しその定める期限までに、前項の規定による市町村長の報告を取りまとめて報告するとともに、同項」に改め、「及び調査区内事業所名簿」及び「総務大臣に対し速やかに」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 市町村長は、都道府県知事に対しその定める期限までに、前項の規定に基づき修正した調査区地図等の有無を報告するとともに、同項の規定に基づき修正した調査区地図等があるときは、当該調査区地図等を併せて提出しなければならない。

附 則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。